国会事項

衆議院

議案提出

十一月六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

自衛隊法等の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米原子力艦船における重大事故による放射性物質の拡散予測に関する質問主意書（吉井英勝外一名提出）

分収造林事業に関する質問主意書（木村太郎提出）

札幌保健医療大学はじめ三大学の新規設置を不認可とした文部科学大臣の判断の妥当性等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

政治主導並びに我が国における教育のあり方に対する野田佳彦内閣の見解等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

答弁書受領

十一月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中津川博郷提出交流協会と台北駐日経済文化代表処の名称に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出今般の人事院勧告の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出不動産登記に係る登録免許税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出隣接法律専門職種の訴訟代理権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出司法書士に対する懲戒に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出成年後見制度の利用促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出一般社団法人「農林水産物等中国輸出促進協議会」への支援の中止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島を巡る諸情勢に係る政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出一九九七年のいわゆる日中漁業協定における尖閣諸島の取り扱い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也提出特別秘密の管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝提出三菱電機による防衛省等への過大請求についての会計検査院の報告書に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月六日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項、復興庁設置法第二十条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十四年一月二十四日から同年十月二十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

元副議長死去

元衆議院副議長安井吉典君は、十一月六日死去された。

参議院

議案受領（予備審査）

十一月六日内閣から次の議案が送付された。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

質問主意書提出

十一月六日議員から次の質問主意書が提出された。

米兵の性暴力・犯罪の対策等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二四号）

日米安全保障協議委員会共同発表に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二五号）

死刑制度廃止についての議論に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二六号）

使用済核燃料とプルトニウムに関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二七号）

答弁書受領

十一月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員平山誠提出法曹養成制度検討会議に関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員糸数慶子提出オスプレイの安全性と普天間飛行場配備に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員中村哲治提出特例公債法案が未成立の状況下での財務省証券の発行に関する質問に対する答弁書（第三号）

報告書受領

十一月六日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項、復興庁設置法第二十条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十四年一月二十四日から同年十月二十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

人事異動

最高裁判所

長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事　貝阿彌　誠

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事　石井　忠雄

長野地方裁判所判事に補する

長野地方裁判所長を命ずる

兼ねて長野家庭裁判所判事に補する

長野家庭裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　石井　忠雄

長野簡易裁判所判事に補する

長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十一月三日）

○定年退官

判事青柳馨は十一月三日限り定年退官

簡易裁判所判事芳田圭一は十一月四日限り定年退官

皇室事項

御答信

天皇皇后両陛下から十月十九日カンボジア国国王陛下へ発せられた御弔電に対し、同月二十九日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十月十一日スワイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十三日御答電があった。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者飯島智幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を推薦されたい。

平成24年11月８日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年11月19日

４　推薦書及び添付書類提出先　神奈川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

殿

厚生労働大臣

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づき関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月８日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間818円」を「１時間826円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月14日から効力を生ずる。